

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立新居浜工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、生命や人権に関わる問題であり、どの生徒にも起こり得るものである。この問題の重要性を認識し、未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組むことが必要である。この基本方針は、『いじめ防止対策推進法』及び『愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針』に基づき、本校のいじめ問題に対する基本的な考え方を示すとともに、実行するための組織・体制について定めたものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、主に以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであると認識し、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。また、未然防止・早期発見・早期対応を旨とした対応の充実が重要である。

- (1) いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない。
- (2) いじめは気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- (3) いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行う。
- (4) いじめ問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは態様により刑罰法規に抵触する場合がある。
- (6) いじめ問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。
- (7) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

4 指導体制

(1) 組織

いじめ問題等対策委員会

(2) 構成

校長、教頭、生徒課長、人権・同和教育課長、教育相談課長、教務課長、特活課長、各学年主任、PTA役員、地域有識者

(3) 役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定及び点検と見直し等
- ・いじめの防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの対応
- ・年間指導計画の作成及び進捗のチェック
- ・教職員の資質向上のための校内研修の企画
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめに関する情報の集約・整理

5 いじめの防止

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組をする必要がある。全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まり、わかる授業による学力向上、そして、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する事を通して、自分も認めてもらっている、大切にされていると言う自己有用感の獲得が未然防止の基本である。そのために、以下の取組が重要である。

(1) 教科指導の充実

学力に対する自信のなさや不安から学習意欲が低下し、さらに学力の低下を招く悪循環となり、そのことが生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。そのために、わかる授業、参加・活躍できる授業を工夫することは、学力向上はもちろん、諸問題の未然防止につながる。

(2) 特別活動の充実

学校行事やホームルーム活動等を通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得していく。

(3) 人権教育、道徳教育の充実

いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されないことを生徒に理解させるとともに、生命尊重の精神や人権感覚を養うことにより人権意識の高揚を図る。また、道徳的判断力を向上させ、いじめを許さない人間性豊かな心を育む。

(4) 保護者との連携

保護者に対しては、PTA総会や関係行事等においていじめの実態や指導方針などの情報を提供する。また、ホームページやPTAだより等による広報活動を積極的に行うことにより、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解してもらう。

(5) 年間計画

生徒対象	教職員関係	
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・面談週間 ・新入生オリエンテーション ・家庭訪問 ・全校集会 ・人権・同和教育HR活動①② ・いじめに関するアンケート ・学期末懇談会 ・人権・同和教育講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」HP更新 ・教職員研修会 ・いじめに関するアンケート結果の情報共有
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・個別面談 ・人権・同和教育HR活動③ ・いじめに関するアンケート ・非行防止教室 ・学期末懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート結果の情報共有
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・個別面談 ・いじめに関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題等対策委員会 ・いじめに関するアンケート結果の情報共有 ・学校評価 ・「学校いじめ防止基本方針」見直し

6 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながるが、教職員や大人が気付きにくいところで行われるため潜在化しやすい。教職員は、あらゆる機会で生徒の小さな変化を捉え、些細な言動から心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を養い、いじめに気付く力を高める必要がある。また、いじめに関する情報があった場合には、必ず教職員等が迅速に対応する事を徹底する。

(1) 定期調査

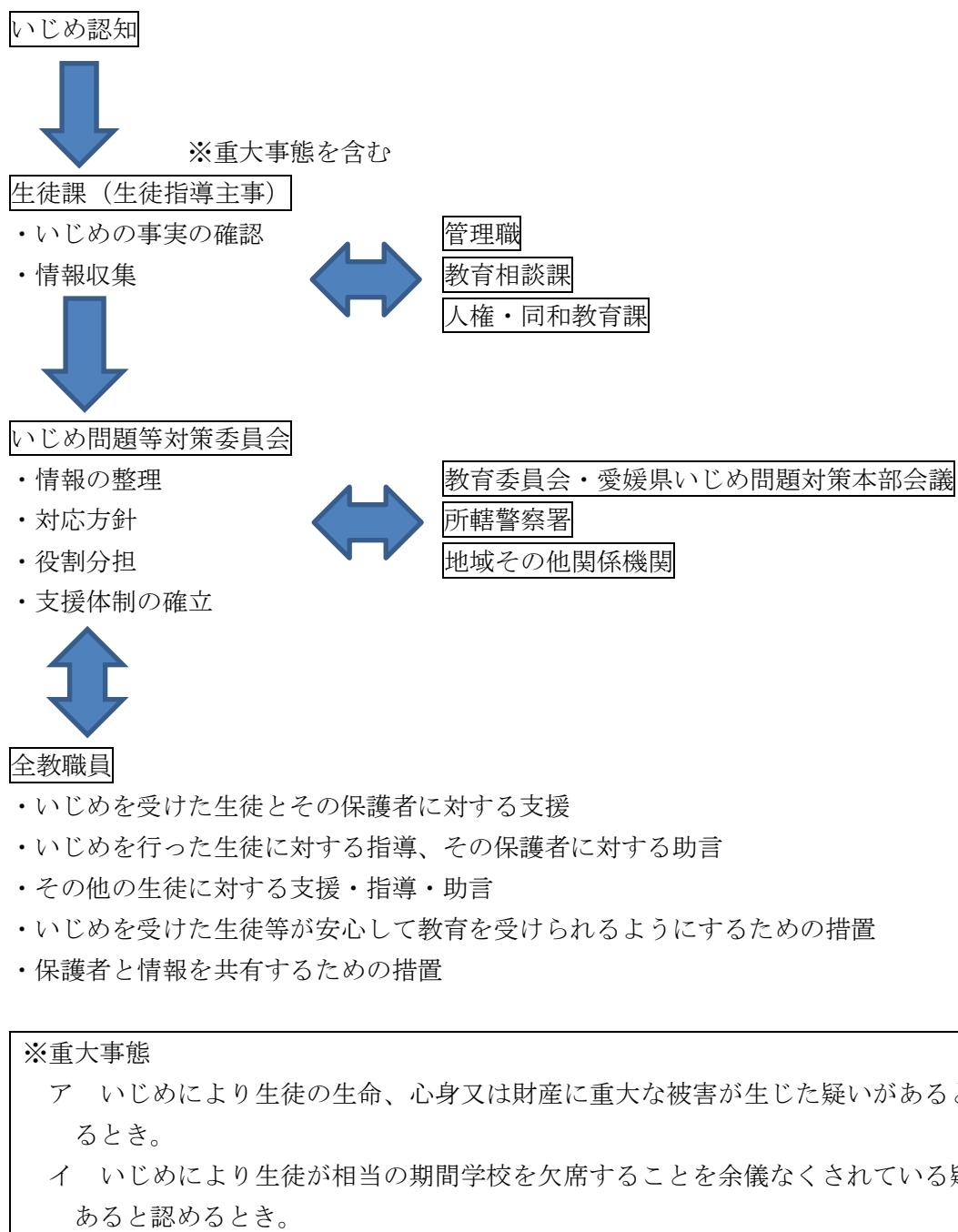
毎月オンラインで「学校生活等の悩みに関するアンケート」を実施するとともに、各学期に1回ずつ紙媒体による「いじめに関するアンケート」を実施する。実施に当たり、傍観者にならず、自ら通報するなどのいじめを止めさせる行動の大切さへの理解を求める。その場で記入することが難しい場合には、持ち帰り実施を配慮する。

アンケート実施後、教育相談課を中心に該当生徒と面談をして現状を把握する。生徒課や人権・同和教育課と連携して問題に対応する。調査報告は全教職員に向けて行い、情報の共有を図り、見守り体制を強化する。

(2) 相談体制

日常生活において、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、全教職員がカウンセリング・マインドを持って生徒に接する。専門的な内容に関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。校内だけでなく、校外の相談窓口についても生徒、保護者に周知する。

7 いじめへの対応



※ 重大事態以外のいじめ問題の対応は、いじめ問題等対策委員会の中から、PTAおよび地域有識者を除いたメンバーで行う。

8 インターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応

(1) インターネットやSNS上のいじめの特徴

- ・親しい友人関係の中でも極めて容易に、攻撃や無視、陰口、疎外等のいじめ関係が生まれる。
- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われた場合、短期間においていじめが深刻なものになりやすい。
- ・一人が発信した悪口や攻撃的なメッセージに他者が軽く応じたり賛同したりするために、ブレーキがかかりにくくエスカレートしやすい。
- ・一人対多数の関係、孤立状況が生まれやすく、被害が深刻化しやすい。
- ・写真や動画が簡単に送信できることによって、性的な映像などが瞬時に広く回ってしまい、完全に消し去ることができないなど不可逆的な損害発生に至る可能性がある（生徒の裸の写真・動画の所持や送受信、対象となる生徒の名誉を毀損する内容の投稿など）。
- ・基本的に大人の目の届かない場所で展開されるため、学校教員や保護者も気付きにくく、結果として継続しやすく、エスカレートしやすい。

(2) 防止

- ・インターネットやSNSを使うことへのメリットと共にリスクを伝え、インターネットやSNS空間においても他者の人権を尊重する配慮が求められることを十分意識させる。また、SNSの利用に関する指導については学校だけでなく、保護者とも連携して行い、家庭においてもフィルタリングによって接続できるサイトを制限するなど、子どもとの間で利用ルールを作るよう対策を呼びかける。
- ・情報モラル教育と併せて「困ったらすぐに相談する」「自分で問題を抱え込まない」ことを呼びかける。また、SNSに限らず、生徒たちが閉鎖的な集団のみにとらわれ、その中での人間関係の悩みを深刻化させないように、他の居場所の選択肢を示すことも必要である。

(3) 対応

- ・不適切な書き込みがあった場合には、被害にあった生徒の認識の有無にかかわらず、速やかに事実関係を確認し、関係生徒から事情聴取し、内容に応じた指導や支援を行う。
- ・被害にあった生徒の意向を尊重し、書き込みの削除依頼等の対処を行う。
- ・重大な内容の場合は、専門機関などに協力を依頼する。

附 則

令和8年1月8日 改正